

市第 159 号議案

横浜市スポーツ施設条例の一部改正

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ施設条例（平成10年 3 月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 号の表中「横浜市旭スポーツセンター」の次に「、横浜市磯子スポーツセンター」を加える。

附 則

この条例は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

横浜市磯子スポーツセンターの駐車場について、利用料金制を導入するため、横浜市スポーツ施設条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市スポーツ施設条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ ）

別表第 2（第 12 条第 2 項）

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) スポーツセンター

種 別	単 位	利 用 料 金
（省 略）		
駐車場（横浜市鶴見スポーツセンター、横浜市神奈川スポーツセンター、横浜市西スポーツセンター、横浜市中スポーツセンター、横浜市南スポーツセンター、横浜市保土ヶ谷スポーツセンター、横浜市旭スポーツセンター、横浜市磯子スポーツセンター、横浜市金沢スポーツセンター、横浜市港北スポーツセンター、横浜市都筑スポーツセンター、横浜市戸塚スポーツセンター、横浜市泉スポーツセンター及び横浜市瀬谷スポーツセンターに限る。）	大 型 車  1 台 2 時間 に つ き	1,500
その他のもの		500
（省 略）		

（第 4 号省略）